

薬生食輸発1226第2号
令和4年12月26日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和4年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(ベトナム産きびのアフラトキシン、中国産もろこし(こうりゃん等)のアフラトキシン、わさびのテブコナゾール並びに未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)のクロルピリホス、ジニコナゾール及びプロピコナゾール並びにペルー産キノアのフィプロニル)

標記については、令和4年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和4年12月23日付け薬生食輸発1223第3号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、ベトナム産きびのアフラトキシンについて、検査命令を解除したことから、令和4年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング検査の頻度を30%として対応することとし、モニタリング通知の別表第2に下記を追加する。

また、過去一年間の検査実績を踏まえ、中国産もろこし(こうりゃん等)のアフラトキシンについてモニタリング通知の別表第2から削除し、中国産わさびのテブコナゾール及びペルー産キノアのフィプロニルについてモニタリング通知の別表第2及び別表第3から削除し、中国産未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)のクロルピリホスについてモニタリング通知の別表第3から削除する。

さらに、これまでの検査実績を踏まえ、中国産未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)のジニコナゾール及びプロピコナゾールについてモニタリング通知の別表第2から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
令和4年12月26日	ベトナム	きび(学名: <i>Panicum miliaceum</i>)	アフラトキシン	